

## オンライン農業インターンシップ事業実施要領

### 第1 目的

オンライン農業インターンシップ事業（以下「本事業」という。）は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、学生や就農希望者が農業現場を体験する機会が少なくなっていることから、本県内外の大学生がオンラインで本県の農業の魅力を感じるとともに農業について学ぶ機会の確保を図るため、実施する。また、本県農業・農村への理解を深めてもらい、新たな農業人材の確保に資する。

### 第2 実施内容

大学生のオンライン農業体験

### 第3 実施方法

参加者は、インターネット接続環境にあり、カメラ及びマイク機能を備えている端末（パソコン、スマートフォン等）から、オンライン会議システム「Zoom」を使用して参加する。

### 第4 対象者

#### (1) 受入農家等

学生等の就業体験に理解がある農家、農業法人及び農家等で組織する団体

#### (2) 学生等

大学生又は徳島県知事（以下「知事」という。）が特に認める者とする。

### 第5 役割

本事業推進上の役割は次のとおりとする。

#### (1) 徳島県立農林水産総合技術支援センター

##### ① 経営推進課

- ・本事業の総合調整
- ・学生等の受入手続き（通知事務）
- ・受入農家等の調整と事前準備

##### ② 農業支援センター

- ・受入農家等の調整と事前準備への協力
- ・インターンシップ実施中の実施確認の協力
- ・普及手法を活かした学生等の本県農業・農村に対する理解促進支援

##### ③ 各研究課

- ・研究機能を活かした学生等の本県農業・農村に対する理解促進支援

##### ④ 農業大学校

- ・学生等の募集
- ・学生等の受入手続き（受付事務）
- ・動画編集等の事前準備

- ・動画配信の協力
- ・教育機能を活かした学生等の本県農業・農村に対する理解促進支援

(2) 受入農家

農作業動画の農作業や経営概要に係る指導

(3) 大学

学生等へのインターンシップ実施に係る事前指導等

第6 参加申込

本事業への参加を希望する者は、「申込書（様式1号）」により徳島県立農林水産総合技術支援センター所長（以下「所長」という。）へ申請する。

第7 報告

本事業の参加者は、本事業終了後1ヶ月以内に、「報告書（様式2号）」に知事が定める書類を添えて、所長へ提出する。

第8 個人情報の取扱い

本事業の参加者、農業者双方は、本事業実施に必要と認められる情報以外の情報を不当に入手してはならない。また、本事業で知り得た個人情報を第三者に漏洩してはならないものとする。

第9 費用負担

(1) パソコン等通信機器

本事業に参加する場合に必要な学生側のパソコン等通信機器は、学生が準備するものとする。

(2) 通信費

本事業に参加する場合に必要な学生側の通信費は、学生の負担とする。

第10 備考

この実施要領に定めるもののほか、参加にあたって必要な事項は別途通知する。